

—道路工事標準条件書—

【一般】

1. 工事に際しては、担当課の指示に従い行うこと。
2. 道路に関する工事により必要が生じた場合は、申請者の負担で改築移設または、撤去すること。
3. 道路占用物件への影響について、占用者と協議すること。
4. 工事に起因した第三者への損害は、申請者の責任において解決すること。
5. 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、申請者の負担で原形に復旧すること。
6. 申請者は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。
7. 占用物の維持、管理、補修等は申請者が行うこととし、事故等が起こった場合は、申請者が一切の責任を負うものとする。
8. 北本市道路占用料徴収条例の定めるところにより、占用料を期日までに納入すること。

【工事前】

1. 工事施工に先だって「工事着手届」を提出するとともに、沿道住民に工事内容及び工期等を十分周知すること。
2. 交通安全については、所轄警察署の許可を受けその指示に従うこと。
3. 工事施工前に道路境界を確認するとともに、破損、撤去した場合は、施工者の責任において復元すること。
4. 他の地下埋設物と競合した場合は、既占用者の立会いを受け、埋戻し及び防護方法等の指示を仰ぐこと。
5. 工事箇所がバス等の通行経路に当たる場合は、事前にその関係機関に連絡し調整を図ること。

【工事中】

1. 工事現場には、常時現場責任者を配置して施工業者の監督に当たらせるとともに、道路の通行者及び附近住民の当該工事に関する苦情の処理に当たらせること。
2. 工事現場には、所定の工事標示施設を完備すること。
3. 一日工程の掘削、埋戻し及び締め固めを実施すること。また、舗装道については即日舗装を行うこと。
4. 道路を横断して掘削する場合は、片側交互通行が図れるよう一車線を確保すること。
5. 舗装部の掘削は、コンクリートカッタを使用し丁寧に切り取って他の舗装部の浮き上がり、亀裂等が生じないように行うこと。
6. 工事現場には、柵又は覆いを設けその他道路交通の危険防止のため必要な措置を講ずること。
7. 掘削に際しては、他の路床部又は構造物に支障を及ぼさないよう注意するとともに、残土は路上に放置しないで速やかに処分すること。
8. 復旧については、底部より再生砂を充填し、後日沈下の生じないよう各層20cm以下毎に転圧機（締め固め機械）で確実に締め固めを行うこと。砂利道では、下層部20cmは再生砕石（RC40～0）、上層部25cmは粒調砕石（M30～0）で各層（層厚は、原則として10cm）仕上げを行い、影響部分についても合わせて行うこと。
また、舗装道においては、許可書において指示された路盤について各層（層厚は、原則として10cm）ごとに転圧機（締め固め機械）で確実に締め固めを行うこと。
9. 貫孔後、管の周囲に空隙の生じた場合は、モルタルを充填して後日路面が沈下することの無いようにすること。
10. 仮復旧においても舗装の使用材料は、加熱アスファルト合材とすること。
11. 道路の復旧は他の占用工事と調整のうえ、一体的に施工し、段差・継ぎ目・水溜りのないようにすること。
12. 本復旧箇所に、事業種別意匠による明示を行うこと。
※白色、外円直径15cm、水道事業者「W」、下水道事業者「D」、ガス事業者「G」、電気事業者「E」、電気通信事業者「T」
13. 保安関係を行い、事故防止をすること。
14. 舗装（路盤も含む）をする際、雨天施工はしないこと。
15. 日曜日、祝日の施工はしないこと。
16. 不要になった廃止管の撤去の指示を受けた場合は、貴社の負担で施工すること。
17. 縦断で掘削したものは、本復旧幅1.5m以上とし、機械（アスファルトフィニッシャ）にて施工すること。
18. 舗装版切断時に発生する濁水の処理について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に回収処理すること。

【工事後】

1. 竣工時には「工事完了届」を提出し検査を受けること（工事完了届にあつては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること）。
2. 仮復旧から本復旧までの期間は3ヶ月間とする。なお、本復旧までの間、定期的に現場の点検を行うこと。
3. 本復旧は、原則として別紙復旧図によるが影響部分を立会いのうえ決定する。（**開発事前協議が伴う場合、協議決定した範囲を施工すること。**）
4. 工事完了後2年間は、占用工事に係る道路施設物の損傷については、復旧の責任義務を負わなければならない。
ただし、道路施設物の損傷が大きく、かつ工事の施工に起因する事実が明白な場合は、2年間を経過した後も復旧の責任義務を負わなければならない。